

令和7年11月10日

所属長 各位

宇治田原町長 勝 谷 聡 一

令和8年度予算編成方針

1. 経済状況と国の動向

内閣府の月例経済報告によると「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされているところである。

このような中、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太の方針）において、米国に対して関税措置の見直しを強く求めつつ、足元の物価高については、減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的な考え方の下、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現していくとしている。

一方で、新たな総理大臣の就任に伴い、経済対策などの政策決定に影響を与えることが予想されることから、今後もその動向を注視し、遅滞なく的確に対応していく必要がある。

2. 本町の財政状況

本町の令和6年度一般会計決算は、宇治田原山手線関連事業（工業団地線）や宇治田原児童育成施設整備事業といった大型投資的事業に加え、物価高騰支援に重点的に取り組んだことにより、一般会計では歳入歳出ともに増加となった。実質単年度収支は、町税や普通交付税は増加したものの、投資的事業の増加や財政調整基金の取り崩しなどにより、2年連続で赤字となったところである。

また、令和6年度決算における主な財政指標を見ると、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は昨年度から1.5ポイント改善の84.8%となったものの、公債費負担による財政の硬直性を示す「実質公債費比率」は0.9ポイント悪化の10.8%となり、財政基盤に余裕があるとはいえない状況にある。また、令和7年度においても、当初予算編成時から財源不足を補てんするため、1億9千万円の財政調整基金を充当しており、当基金の取崩しが常態化している状況である。

今後の財政見通しについては、高齢化の進展による扶助費の増加、既存公共施設の老朽化に伴う改修・修繕、長引く物価高騰による維持管理費などの経常経費の増加が続くことが懸念されるとともに、令和7年度から新庁舎建設に係る起債の元金償還が開始されたことに伴う公債費の大幅な増加により、過去に類を見ない歳出の増加が見込まれ、これまで以上に厳しい財政運営になることが想定される。

3. 予算編成の基本方針

本町では、昨年度に策定した「第6次まちづくり総合計画」及び「第3期地域創生総合戦略」に基づき、人口減少の克服と地方創生の実現に向けた取組が重要となっており、めざすまちの将来像である「もっと ずっと 宇治田原～やすらぎ つながり にぎわいハートのまち～」の実現に向けたまちづくりを進めていかなければならない。

また、「第7次行政改革大綱」に基づき、全事業の総点検・見直し、経常経費の削減、新たな歳入の確保などにより財政の健全化を推し進める必要がある。

中でも、最も有効な手立ては経常経費の削減であり、「今やっていることを見直す」ことに他ならない。事業の見直しや廃止は住民にとって受け入れがたい選択肢になる場合もあるが、その見直しは、新たな政策推進のためである。10年先、20年先の未来のまちの姿を住民とともに描き、住民と約束したその理想の姿を実現することと引き換えに、過去の政策決定に基づきこれまで実施してきたサービスを見直し、縮小する、廃止する、いわゆる「新たな政策決定」と「過去の政策決定」がトレードオフの関係になっていることを、住民も、また職員も理解する必要がある。

過去には、新たに取組む政策の財源確保のため、必要性や緊急性の低くなった施策事業を縮小廃止（スクラップ）し、そこから生み出された財源を充てて新たな施策事業を実施（ビルド）する行財政改革の手法「スクラップ&ビルド」をとってきた。ただこの視点には限界があるため、発想を転換し、まず重要な取組の実施を検討し、その新たな取組が、これまで正当化されていた既存事業よりも優先順位が高ければ、既存事業を新規事業に置き換えて行うことで、現在の社会環境や時代の要請に応じた順位へと「最適化」する、いわゆる「ビルド&スクラップ」の手法を進める。この手法により、今後必要になる政策的経費の財源確保を行うとともに、新たな補助制度の設計にあたっては、あらかじめ制度の終期を補助制度要綱等で明示する「サンセット方式」を原則とし、徹底した施策の重点化を進める。

こうしたことから、令和8年度予算について、次に掲げる基本方針に基づいて予算編成に取り組むこととする。

(1) 「第6次まちづくり総合計画」及び「第3期地域創生総合戦略」の着実な推進

令和8年度予算について、「第6次まちづくり総合計画」に掲げている、4つのまちづくりの目標（「やすらぎのまちづくり」、「つながりのまちづくり」、「にぎわいのまちづくり」、「ハートのまちづくり」）及び2つの行政の基本姿勢（「住民が主役のまちづくりの推進」、「効果的な行財政運営（デジタル化推進含む）」）に沿った効果的な取組を着実に推進する。

また、人口減少の克服と地方創生を目的とした「第3期地域創生総合戦略」の3つの戦略である、「うじたわらっ子育て応援戦略」「まちの活力アップ戦略」「ずっと住み続けたいまちづくり戦略」を推進し、地方創生の更なる取組を進める。

(2) 国・府における広域的施策への連携

国における自治体DXの推進、こども・子育て施策の強化、人口減少・地方創生に関する取組、防災・減災対策の推進をはじめ、京都府における地域創生の取組や特に京都府総合計画で示されている8つのビジョンと基盤整備など本町に関連する施策について、積極的に協調し、広域的な取組に連携を図ることとする。

(3) 持続可能な行財政基盤の構築

①歳出の削減

行政需要の多様化や米国による追加関税施策、長期化する物価高騰など予測不能な社会経済情勢の変化に対応が求められる中、今後の厳しい財政状況を見据え自主性と継続性のある行財政運営に取り組む必要がある。

このため、職員の一人ひとりが現在の財政状況をしっかりと認識し、危機意識を共有するとともに、課題に真摯に向き合い、自発的に優先順位に基づいた事業の取捨選択を積極的に行う。その取組の一環として、過剰な予算要求を避けること、及び事業のビルド&スクラップをさらに促進するため、以下の取組を徹底することとする。

- ・厳しい財政状況に対応するため、令和7年度予算の一般財源額(人件費を除く。)から削減を行う。そのため、要求段階において事業の精査や見直しを行い、要求額が前年度から増額となる場合は(人件費を除く。)、その理由及び根拠資料を必ず明示すること。
- ・単に前例踏襲をせず、執行方法や体制等を徹底して見直し、最小の経費で最大の効果が得られるように十分検討を行うこと。
- ・類似・重複事業については、組織横断的な視点で事業の再構築を進めること。
- ・既存の補助金については、補助率、限度額、終期設定を再検討し、精査に努める。特に長期間継続している補助や国・府の制度の上乗せ、横出し等の町独自補助については、目的を改めて整理し、徹底して廃止や見直しを行う。
- ・新たな補助制度の設計にあたっては、あらかじめ制度の終期を補助要綱等で明示し、終期の到来時に新たな措置が講じられない限り、自動的に廃止される「サンセット方式」を原則とする。
- ・消耗品・備品・燃料費等については、物価高騰の影響により増加することが想定されるが、安易に上昇分を増額要求するのではなく、利用実態や過去の実績を基に金額を精査し、要求を行うこと。
- ・過去の決算において多額の不用額が発生している事業については、実績に見合う要求額とするなど精査を行い、社会保障費のように増加し続けることが見込まれる経費については、対象者数の伸びを適切に見込み、多額の不用額が生じないようにすること。

②歳入の確保

歳入確保について、課税客体の適正な把握、使用料・手数料、受益者負担金の見直し等、あらゆる可能性を検討し、既存事業も含めて新たな国・府支出金の獲得、交付税措置のある起債の活用等、一般財源総額の抑制のため積極的な財源確保に努め、事業費の積算に際しては、最大限、特定財源を活用する。

特に国・府支出金については、国や府の予算編成や地方財政対策などの動向を注視し、補助制度等の情報収集・把握に努め、活用可能な補助金等を漏らすことなく常に把握し、積極的な確保に努める。

補助金等の打ち切りや補助率の縮小などがあった場合は、原則事業の打ち切りや縮小を行うこと。

ふるさと納税の寄附額の維持・拡大につなげるため、ストーリー性を持たせた使いみちのPRにも取り組み、健全な寄附サイクルの可視化を進めるとともに、引き続き町有資産の売却など積極的な歳入の確保を行う。

(4) 社会及び住民ニーズの変化を踏まえた取り組みの推進（DXの推進）

加速する少子高齢化や人口減少など様々な社会的課題がある中で、限られた人的資源の中で行政サービスの質を維持できるよう、前例にとらわれず、「やめる・へらす・かえる」の視点に基づき、AIやICT等の新たな技術を効果的に取り入れ、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による住民サービスの向上及び業務のデジタル化・効率化、省力化に積極的に取り組むこととする。

(5) 公共施設マネジメントの推進

施設の改修事業については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の劣化状況や重要度を考慮した上で、施設改修に必要な最小限の予算要求とすること。

また、当該施設の必要性や他の既存施設等の活用による休止・廃止・集約・除却等の可否についても検討を行うこと。

施設の維持管理や指定管理業務等については、引き続き経費の節減に努めること。

令和8年度予算要求に係る留意事項について

1 一般的事項

- (1) 合理的な歳入の確保を図り、財源の重点的配分と効率のよい経費支出、費用対効果等を考慮すること。負担の公平性・行政の関与・経費負担のあり方について検討し、一般財源の安易な充当を予定せず、節度ある財政運営を堅持すること。
- (2) 町行財政の現状及び財政見通しに基づく将来の町財政の状況を認識のうえ、社会経済情勢の変化等を踏まえて、事務事業の計画的執行、簡素化及び効率化を図り、より一層経費の節減に努めること。不要・不急等の事業については、終息又は転換を図ること。特に、経常経費では、施設管理運営経費について競争性の確保や指定管理者制度の活用などの工夫により、コストの削減を図ること。
- (3) 議会、監査委員などからの意見や指摘、住民からの要望については、十分精査し重要性・緊急性・事業効果を勘案しながら、予算要求すること。
- (4) 限られた財源で最大限の事業効果を達成するため、事業ごとに国・府の補助制度を十分研究するとともに、制度や運用についての確に情報を収集して財源の確保を図ること。なお、事業執行に裁量の余地がないような、いわゆるヒモ付き補助金については、結果的に町の負担を増大させる恐れがあるため、効果や後年度負担等に特に留意すること。
- (5) 継続事業については、制度的に漫然と継続するのではなく、事務事業の結果や現在の住民ニーズに即した内容となっているかを検証し、長期にわたる継続事業で事業効果が低減しているものや、一定の施策を実現したもの等は、事業の廃止・縮小及び新たな事業への組み替えを図ること。
- (6) 新規事業（継続事業の組み替えを含む。）については、予算編成方針の内容に留意して予算要求すること。ただし、既存事業の廃止・縮小により捻出された財源の枠内での要求をすること。
- (7) 他の部署や関係機関、団体等との関連事業・経費については、事前に十分な協議と調整を行うこと。
- (8) 法令・条例・規則等との整合性に留意するとともに、条例等の制定や改正を要するものについては、要求書提出時に要旨の分かる資料を添付すること。
- (9) 歳入、歳出すべてについて、必ず積算根拠を入力し、根拠資料を添付すること。積算根拠や根拠資料のない要求は原則ゼロ査定とする。
- (10) 内容や単価・数量等の内訳が明示された仕様書、概算設計書、又は見積書等を適宜添付すること。なお、見積書等を徴取する場合は、「参考」である旨を明示の上、見積徴取先が特定の業者に偏ることがないよう複数者（3者以上）から徴収し、3者以上の有効な参考見積書を添付すること。見積徴取を行った結果、見積額に極端なばらつきがある場合は、他業者から再度見積徴取を行い、見積額の適正性を判断すること。また、安易に見積額をそのまま要求額とすることなく、実勢価格や過去の契約実績等と比較検討のうえ、適正価格で要求すること。

また、見積徴取を行う際や新たな調達等が発生する要求については、見積徴取一覧表（様式は別添のとおり）を作成した上で要求資料として添付すること。

なお、見積業者を選び難い場合は、事前に入札等委員会に図ること。

- (11) 年度途中の補正は、制度改正によるもの及び災害復旧関係経費等、真にやむを得ないものについてのみ行うものとし、一般的な事項については原則として補正は行わないので留意すること。
- (12) 書類の差し替え等は事務の停滞を招くので、要求書提出前に必ず内容を精査すること。
 - ・過大・過小、要求漏れ、計算ミス、加算漏れ等について必ずチェックすること。
 - ・特定財源の要求にあっては、充当対象経費を明確に把握すること。
 - ・見積徴取が必要な要求については、見積書（3者以上）及び見積徴取一覧表が添付されているかチェックすること。

2 歳入に関する事項

町税等の一般財源の確保に最大限努力し、安易に一般財源に依存することなく、国・府支出金や交付税算入のある有利な起債等の財源確保に努めるとともに、施設利用率の向上による増収を図るなど、自主財源確保に努めること。また、各科目にわたり、過大な見積りを避け、不確実な財源は計上しないこと。

(1) 町税

経済の動向を十分に勘案し、確実と見込まれる年間収入額を積算するとともに、税負担の公平を期すため課税客体把握の脱漏なきよう留意すること。また、税制改正にも留意すること。

(2) 地方交付税

国の動向や制度改正に留意し、適切な基礎数値をもとに積算すること。

(3) 使用料及び手数料

法令等に基づき、年間収入見込額を積算すること。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、受益者負担の公平性を最大限確保するとともに、費用対効果や近隣市町の状況等を勘案し、不均衡なものがあれば適正化に努めること。

(4) 分担金及び負担金、諸収入

受益の限度及び負担の公平性を考慮した適正な額を計上すること。なお、受益者負担金等については、社会情勢の変化等を踏まえて今日的な視点で再度検討し、必要に応じて見直しを行うこと。

(5) 国・府支出金

国・府の予算編成の動向、関係機関と密接な連絡調整のうえ、交付基準に基づいた積算による適正な額を計上すること。また、緊急性・必要性・効果等を考慮し、ヒモ付きとなる事業補助金を安易に受けないこと。なお、事業によっては、起債の活用が有利となる場合もあり得ることから、事業制度を十分研究すること。

(6) 繰入金、町債

繰入金については、事前に企画財政課と協議を行い、正確な見込額を積算すること。

町債については、町債現在高が約 62 億円、公債費が年間約 5 億円を超え今後も増加

する見込みとなっており、今後の町債発行は将来の財政負担に繋がることから、起債発行額の適正規模を確保する。

要求にあたっては、起債に頼った事業を安易に計画せず、発行の必要がある場合であっても、地方交付税算入のある有利な起債を可能な限り活用すること。

起債対象事業にあっては、財源措置の状況や対象経費など十分精査のうえ、正確な発行額を算出する必要があることから、事前に企画財政課と協議を行うこと。

(7) その他の収入

歳出との整合性と歳入の確実性を点検するとともに、過去の収入実績を反映し的確な積算に努めること。

3 歳出に関する事項

臨時的な経費については、原則として「第6次まちづくり総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った取組について見積りを行うこと。

事業のビルド&スクラップによる施策の活性化をより明確に行うため、既存事業について、各課において必要性、効果を検証するとともに優先順位を並び替え、現在の社会環境や時代の要請に応じた順位へと「最適化」し、徹底した事業見直しを行い、削減事業を提案すること。

なお、義務的経費等の事業しかなく、見直しが困難な場合は予算担当と相談すること。補助金等については、「宇治田原町補助金等見直し指針」に基づき、社会環境の変化等による必要性と妥当性を再検討し、必ず要求に反映させること。

物価高騰に対応した適切な発注、適切な価格転嫁を実現するため、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮した積算とすること。

(1) 人件費関連経費

行政委員等の報酬は、条例に定められた額に基づき、過去の開催実績により積算すること。

- ・委員長及び会長 日額 9,000円
- ・委員 日額 8,000円
- ・専門委員 日額 12,000円

また、会計年度任用職員については、総務課発出の「会計年度任用職員の任用基準について」に基づき、適正な配置希望を行うこと。詳細については別途通知する。

(3) 報償費

委員報償費等は「(1)人件費関連経費」の項で示す行政委員等報酬額との整合性を図るとともに、会議開催数は必要最小限を見積もること。

- ・講演会の講師謝礼は原則3万円（交通費含む）を限度とする。
- ・各種教室等については、原則として6千円とすること。

筆耕料は報償費ではなく、役務費で要求すること。

(4) 旅費

出張の必要性を精査し削減に努めること。各種団体が府外で行う総会・研修等への参加については、行政効果を検討したうえで計上すること。

なお、行政委員会の視察等については、任期内に一度までとし、随行者は1名とす

ること。

講師等の交通費については、報償費ではなく 08 節旅費、01 節費用弁償として要求すること。

令和 8 年 4 月 1 日に施行を予定している宇治田原町職員の旅費に関する条例の改正により、出張に伴う日当が廃止され、新たに宿泊手当が新設される予定であるが、詳細については総務課から通知予定であるため、通知を確認の上、適切な要求を行うこと。

(5) 需用費

経常的経費については、下記の措置を創意工夫をもって行うこと。

ア 消耗品については、「物品一括購入」に留意し要求を行うこと。

イ 食糧費については、昨今の世論情勢を十分踏まえ、会議の開始時間を考慮するとともに、会議時間の短縮に努めること。また、会議後における懇親会経費、昼食・茶菓子代等については原則要求を行わないこと。

ウ 印刷物の作成の見直しを行い、内部印刷の活用、広報紙への掲載を広く取り入れ合理化を図ること。

エ 電気・水道料金は光熱水費、ガス料金・灯油代等は燃料費で計上するとともに、使用抑制を図ること。ただし、電気料金等エネルギー価格高騰に伴う増額分に関しては、その影響額を把握したうえで要求を行い、その算出額が分かる資料を提出すること。

燃料費は下記単価を用いて積算すること。

(1 リットルあたり・消費税込み)

・ガソリン (レギュラー)	177 円
・ガソリン (ハイオク)	188 円
・混合	242 円
・軽油	154 円
・灯油	110 円
・灯油 (配達)	135 円

(6) 使用料及び賃借料

長期継続契約制度を適切に活用するとともに、リース期間の満了する機器について、更新のみでなく、機器の状況を把握し、更新時期の延伸を行うなど、工夫すること。

(7) 投資的経費

次代への負担を適切にする観点から、必要な事業を中長期的な視点から十分検討し、高い事業効果が早期に見込まれる事業を選択し、事業の優先順位付けを行うこと。

また、実施時期や規模の適正化を図るとともに、単年度負担の平準化に努めること。

(8) 備品購入費

性質形状を変えないことなく、概ね 5 年以上の使用に耐えるもので、原則 1 個あたりの取得金額が 3 万円以上のものを備品とし、必要数を適切に見積もって計上すること。

なお、事務机、事務椅子、書架及び物品管理者が備品として管理することが適切と判断するものは取得金額に関わらず備品とする。また、パソコン等の情報機器の購入については、企画財政課と協議のうえ、計上すること。

(9) 扶助費

扶助費の増加が財政の硬直化を引き起こす要因となることから、国・府基準を超えて給付している事業及び町単独事業による給付の見直しを徹底すること。過去の実績等に基づく推計等により、適正な額を見積もること。

(10) 負担金、補助及び交付金

増額については原則認めない。また、時代の要請に合わないもの、所期の目的を達成したと認められるもの、いわゆる制度上乗せ、横出し等の町独自部分については、縮減・廃止をすること。

なお、要求にあたっては、算出根拠が確認できる資料（各種団体の決算書等）を添付するとともに、既存の補助金等について、必要性・妥当性・費用対効果等の観点から制度の改正、廃止を必ず検討すること。

(11) その他

過大な見積りを避け、正確に積算すること。積算上やむを得ず外部からの見積りを徴取する場合は「参考見積書」と明記させること。

各費目にわたり、必要性、緊急性、効果などに欠ける経費は計上しないこと。

補助事業等に伴う事務費については、枠配分ではなく、実際の支出を見積り計上とすること。

4 債務負担行為について

町債同様、将来の義務的経費となることから、設定にあたっては金額、期間及び財源を的確に把握し、要求すること。

5 特別会計について

特別会計については、前記の事項に準じ適正な受益者負担の確保に留意し、収支の均衡を図ることを基本とすること。

また、特別会計としての独立性を十分認識したうえで繰入基準を明確にし、財源不足を一般会計からの繰入金に安易に依存することのないようにすること。

6 公営企業会計について

公営企業会計については、企業性格を十分に発揮し、一層経営の合理化を図るとともに、特に経費の節減を期し独立採算性の確保に努めること。